

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 自立生活支援専門員募集要項

本会が区から委託を受けている「世田谷区生活困窮者自立相談支援センター」で、生活困窮者の自立に向けた相談及び支援業務と一緒に担っていただける方を募集します。

1 採用予定職種

自立生活支援専門員

2 採用予定人数

若干名

3 応募資格

次の（１）～（３）の要件をすべて満たす方

- （１）福祉の相談業務、または就労支援業務を行う機関・団体での実務経験を１年以上有する
- （２）次の①～③のうち、いずれかの要件に該当する
 - ①社会福祉士、精神保健福祉士、その他福祉に関する国家資格を有する
 - ②キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、ファイナンシャルプランナー２級のいずれかの資格を有する
 - ③生活困窮者に関係する団体での相談業務の実務経験または生活保護に関する相談業務の実務経験がある
- （３）パソコン操作（文書・イベントチラシの作成、名簿入力等のワード・エクセル等）ができる

4 職務内容

- （１）生活困窮者自立相談支援業務に関すること
- （２）窓口・電話対応・受付業務
- （３）その他、上記に関連する業務

5 勤務地

世田谷区生活困窮者自立相談支援センター

所在地：世田谷区太子堂4-3-1 STKハイツ3階（令和7年3月まで）

世田谷区太子堂2-16-7 世田谷区役所三軒茶屋分庁舎5階（令和7年4月～）

6 雇用条件等

- （１）雇用期間 1年ごとの契約（初年度は令和7年4月1日～令和8年3月31日）
- （２）契約更新 雇用期間内の勤務成績が良好である場合は、雇用期間を4回まで更新可能
4回更新した者は、同一の職に再受験可能
- （３）基本給 月額 230,000円
- （４）各種手当 本会の規定により、通勤手当（限度額 55,000円/月額）、超過勤務手当支給
※賞与あり（令和5年度実績3ヵ月分） ※昇給・退職金なし
- （５）勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（休憩時間1時間、1日7時間45分）
- （６）勤務日数 月16日（原則平日、ただし土日祝日が勤務となる場合もあります。）
- （７）休日 勤務の指定のない日
- （８）休暇 ①有給休暇あり ※採用時に15日付与
②その他夏季休暇等、本会の規定により付与

- (9) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
(10) 雇止め 65歳

7 採用予定日

令和7年4月1日

8 応募方法

以下の書類を申込先に記載されているメールアドレス宛にお送りください。

- (1) 履歴書（写真貼付）
 - *自筆、PC作成いずれも可
 - *応募動機、実務経験のある機関・団体名を記入してください。
- (2) 職務経歴書
- (3) 応募資格を証明する登録証等の写し [3応募資格(2)①②に該当する方]

9 選考方法

- (1) 書類選考
応募書類受領後、原則として7営業日以内にメールで結果をご連絡します。
- (2) 面接選考
 - ①書類選考合格後、調整の上、面接の日時を決定します。
 - ②面接選考時に、以下の課題レポートを提出していただきます。
 - テーマ：「生活困窮者自立支援法に定める『生活困窮者』が抱える課題と支援の際に配慮すべき点について」
 - 字数：700字以上800字以内
 - *題名、氏名は字数に含まれません。
 - 様式：400字詰原稿用紙 A4 ヨコ書20字×20行
 - *パソコン等使用の場合、原稿用紙のテンプレートを用いて20字×20行で設定してください。

10 選考結果

最終結果については、面接選考後、原則として10営業日以内にご連絡します。

11 その他

- (1) 応募書類に係って本会が取得した個人情報、採用選考のみに利用し、それ以外の使用はいたしません。尚、お送りいただいたデータは、採用選考終了後、責任をもって本会で破棄いたします。
- (2) 採用予定人数に達し次第、受付を終了いたします。

12 申込先・問い合わせ先

〒157-0066 世田谷区成城 6-3-10 成城 6 丁目事務所棟 4 階(小田急線「成城学園前」駅徒歩3分)

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 総務課 採用試験担当

TEL：03(5429)2208 FAX：03(5429)2204

E-mail：stg-s02@setagayashakyo.or.jp

*問い合わせ時間：月～金（土・日・祝日・12/29～1/3 休）午前8時30分～午後5時15分